

第1回瑞浪市市民まちづくり会議 会議録

と き:令和5年10月2日(月) 午後7時～

ところ:瑞浪市役所西分庁舎1階会議室

次 第

1. 委嘱式
2. 市長あいさつ
3. 委員紹介
4. 会長および副会長の選出
5. 会長あいさつ
6. 諮問
7. オリエンテーション
 - 1) 自己紹介
 - 2) 瑞浪市市民まちづくり会議の役割と進め方
 - 3) 高野先生によるミニ講義

配 布 資 料

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| ・瑞浪市市民まちづくり会議委員名簿 | (別紙) |
| ・瑞浪市市民まちづくり会議設置条例 | 資料 No.1 |
| ・瑞浪市まちづくり基本条例 | 資料 No.1-2 |
| ・瑞浪市まちづくり基本条例 逐条解説 | 資料 No.1-3 |
| ・瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表 | 資料 No.2 |
| ・瑞浪市市民まちづくり会議会議運営規程 | 資料 No.3 |
| ・瑞浪市市民まちづくり会議傍聴規程 | 資料 No.4 |
| ・協働のまちづくりの概要 | 資料 No.5 |
| ・令和4年度の答申 | 資料 No.6 |
| ・瑞浪市まちづくり基本条例チラシ、リーフレット | |

出 席 者

出席委員

高野雅夫 委員 後藤誠一 委員 鈴木圭子 委員 小倉弘次 委員 足立弘文 委員
渡邊俊美 委員 板垣真由美 委員 本荘恵子 委員 石川敏美 委員 小野由美 委員

欠席委員

中山陽翠 委員

瑞浪市

瑞浪市長 水野光二

事務局

小木曾昌弘(まちづくり推進部長) 加藤博史(市民協働課長)

正木麻子(市民協働課まちづくり支援係長) 中箴高弘(市民協働課まちづくり支援係)

1. 委嘱式

(市長より委員へ委嘱状を交付するとともに、全文を読み上げる)

2. 市長あいさつ

【市長】

平成20年度より財政的支援として夢づくり地域交付金の交付、人的支援として地域の支援職員を配置し各地区のまちづくり、区長会との連携を行っています。全国的にも特徴的な取り組みだと思っております。

どこの地域も20年近く、大湫町、陶町は40年近くまちづくり活動を行っていただいております、それぞれ課題が出てきています。役員の固定化、活動のマンネリ化、また担い手の育成、人材育成などが課題となっています。マンネリ化を打破するための新しいまちづくりの課題、テーマ、事業、施策を考えていければ、活性化されるが、なかなか良いアイデア等が出てこないということも各地域のまちづくりの大きな課題となっています。各種団体、各種企業がまちづくりで自分たちが果たす役割を認識し協力していただいているかという点はまだ不十分であり、魅力ある瑞浪市となるよう市、市民、各種団体、が一丸となって理解し取り組めていないことが課題であると思っております。

この後、諮問させていただきますが、委員皆様の忌憚ないご意見、ご提案をいただきたいと思っております。

現在、各地域で地域課題の解消に向けて地域計画の策定を進めていただいております。来年4月から瑞浪市第7次総合計画がスタートしますので、今年度中に地域計画を策定していただき、第7次総合計画と連携してスタート出来ればと思っております。

平成27年7月にまちづくり基本条例が施行され8年が経過しましたが、半数以上の市民がこの条例について認識が無いというのが現状です。委員の皆様には、様々な場面において、一人でも多くの市民に条例について周知していただき、まちづくりの機運を高めるご協力をお願いします。

2年間の任期となりますが、日々の生活の中で気づいたことでも結構ですので忌憚ないご意見をいただき、まちづくり基本条例が実のあるものとなり、次の瑞浪市へ繋がる実効ある条例としていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

3. 委員紹介

(名簿により紹介)

4. 会長および副会長の選出

(会長および副会長の選出にあたって、委員より事務局の提案を求める声があり、事務局より会長にまちづくり推進協議会連絡会より推薦の渡邊委員を、副会長は会長からの指名を提案し、拍手による承認を受ける。)

(渡邊会長より、副会長に教育委員会より推薦の鈴木委員の指名があり、拍手による承認を受ける。)

5. 会長あいさつ

【渡邊会長】

この3年間コロナ禍でまちづくりにおいては、地域活動がほとんどできない状況でしたが、この5月から5類に移行したこともあり、地域では行事やイベントが再開されています。3年のブランクがあり住民の絆が希薄になってしまっているのではないかと、イベントを開催しても参加してもらえるだろうか心配していましたが、多くの方に参加していただけてイベントも盛り上がり、ホッとしております。

まだ、コロナが収束してはいませんが、今後は、まちづくり推進組織、区長会、各種団体の皆様と活発な活

動をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

みんなが幸せを実感できるまちを作るために制定されたまちづくり基本条例に掲げられた取り組みや施策等のチェック、検証が市民まちづくり会議の役割だと思っております。この後市長からの諮問を受けますが、委員の皆様の豊かな経験、知識、アイデアを頂きながら答申を作ってまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

6. 諮問

(市長により諮問書を読み上げるとともに、会長へ手渡される。)

7. オリエンテーション

1) 自己紹介

(高野委員より順に自己紹介)

2) 瑞浪市市民まちづくり会議の役割と進め方

【事務局】

この「市民まちづくり会議」で検証いただく「まちづくり基本条例」は、市民主体の「協働のまちづくり」を推進するためのルールブックとして定められています。この条例には、市民、議会、行政、それぞれの権利や役割、責務などが規定されているほか、子どもや若者のまちづくり活動への参加についても規定されています。この条例は、本市の自治の方針を定めた「住民自治基本条例」と位置付けられ、市の最高法規となっています。瑞浪市の総合計画の策定も、この条例に規定されています。

皆様には、学識経験者、各団体や市民の代表として、この「市民まちづくり条例」が市の施策や取り組みに活かされているか検証していただきます。

それではまず、資料1をご覧ください。第1条の設置の条文です。ここに瑞浪市まちづくり基本条例第20条の規定により本会議を設置するとあります。

この瑞浪市まちづくり基本条例第20条をご覧ください。資料1-2をご覧ください。4ページの第20条に規定されています。

資料1の瑞浪市市民まちづくり会議設置条例にお戻りください。第2条にこの会議の所掌事務が規定しております。この規定に基づき、今回皆さんに基本条例の運用・啓発・まちづくりの推進・施策等について検証をお願いしたいということで、先ほど市長から諮問がありました。

第4条に任期の規定がございます。任期は2年となります。皆様のお手元にあります、委嘱状に記載のとおり令和7年3月31日まで任期となっております。

この市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、瑞浪市まちづくり基本条例の実効性を確保するため、市の取り組み状況等を検証いただき、答申を行っていただきます。この、諮問とは一定の機関に対し、意見を求めるべき事項を示し、それに対する意見を求めることをいいます。また答申とは、諮問を受けた事項について行政官庁に意見を具申することと定義されています。具体的にどのようなものかが確認いただけると良いかと思っておりますので、資料6をご覧ください。3枚目にあるように、令和3年7月に市長からの諮問を受け、自治会活動の支援、まちづくり推進組織の活動支援など全6つの取り組みについて、検証していただき、1枚目、2枚目のとおり令和4年9月に答申いたしました。

この答申を受けて、市として、資料2の取り組みへと繋げていくこととなりますので、皆さんの大変貴重なご意見をいただきたく、この会議を毎年開催させていただいております。

また、本会議の開催方法ですが、資料3をご覧ください。瑞浪市市民まちづくり会議の会議運営規程

です。第2条により本会議は公開の会議となっています。第4条にて会議録を作成するものとあります。最後に申し上げますが、本会議の会議録を事務局が作成いたしますので、後日確認いただきますのでよろしくお願いいたします。

次に資料4をご覧ください。会議は公開ですので、傍聴規程も作成しております。本日はいらっしゃいませんが、仮にいらっしゃった場合は受付簿に記載の上傍聴いただきます。

本日、まちづくり基本条例逐条解説 資料1-3、まちづくり基本条例チラシ、子ども向けではありますが、パンフレットをお配りしておりますので、ご一読いただきますようお願いいたします。

次に、具体的な今後のスケジュール等についてご説明いたします。令和5・6年度市民まちづくり会議実施スケジュールをご覧ください。本日が第1回目の会議となります。今後、令和6年9月までに全6回の会議を予定しております。また、現在各地区において、地域計画策定を行っていただいております。スケジュールにもあるように令和6年度に市からの提案として「地域計画策定支援事業」の検証をお願いします。そのため、令和6年1月に予定している地域計画の発表会には、委員の皆様にも参加していただき、5月に検証を行っていただきたいと考え発表会を研修とさせていただきます。

12月に予定している2回目から取り組みについて検証を行います。検証する取り組みについては、市からの提案取り組み2件、このあとご説明する委員アンケートにより決定した取り組み2件、合計4件を予定しています。検証を経て、最後の第6回で答申案をまとめ、令和6年10月に答申を行いたいと考えております。

検証する取り組みについてのアンケートについてご説明します。市では、まちづくり基本条例に基づく様々な取り組みを行っております。各課が行っている取り組みの計画及び評価が資料2となります。本来であれば、すべての取り組みについて検証いただきたいですが、時間的に大変厳しいですので、本アンケートを参考に、今後、この会議で検証いただく取り組みを決めたいと考えています。今回は、行政だけでなく、各団体と連携して行っている取り組みを中心に検証いただきたいと思います。連携している取り組みを抜粋したものが、アンケート票の1から8の取り組みになります。なお、9～11については、まちづくり基本条例の基本原則(第4条)に沿った取り組みになりますので、こちらも検証対象とさせていただきます。この11の取り組みの中から検証したい取り組みを2つ選んでいただき、誠に申し訳ないところ恐縮ですが、次回までに取りまとめ、準備をする関係上、10月31日までに市民協働課までご提出ください。なお、各取り組みの詳細は、資料2をご覧ください。

3)高野先生によるミニ講義

(委員でもある名古屋大学大学院環境学研究科の高野教授に瑞浪市まちづくり基本条例と地域計画策定の重要性和市民まちづくり会議の役割について講義をいただく。)

質疑

【委員】

地域によってまちづくりの活動が違う。なかにはそれが本当にまちづくり活動なのかと疑問に思うものもある。

【高野先生】

何のためにやるのか、これをやると地域がどう変わるのか、だれがやるのかが明確になっていないのでは。これらを再度確認することが大事。

【委員】

大湫町や豊田市旭地区へ移住された現役世代の方はお仕事は何をされていますか。

【高野先生】

豊田市旭地区でのアンケート調査では、半分の方が会社員。大湫町でも会社員の方が一番多い。あとは、1割～2割の方が林業、農業に従事。それ以外だと大湫町では、陶芸やその他の仕事いわゆる多業の方がいらっしゃる。

【委員】

会社員の方は、移住により転職もされているのかどうか。

【高野先生】

転職された方、されない方どちらもみえる。豊田市や大湫町の場合だと転職された方が多い。田舎で子育てしたいという方が多い。

【委員】

大湫町では、移住されてきた方と地域の高齢者の方との交流の場やイベントなどをされているのか。

【高野先生】

一つは、お祭りや伝統行事に移住された方々も積極的に参加され地域の方々との交流の場となっている。子育てをしているお母さんたちがあつまれる場をということで、あつまろう会という会ができ、そこでも多世代の交流がされている。大湫町では、移住者と地域の方々が非常に良い関係が築けている。他の地域では、必ずしもそうでない所もあって、移住者は移住者だけでまとまってしまって、地域の方と距離をとってしまうこともある。移住希望者と地域との面談等そうならないための工夫を転入対策委員がされている。

【委員】

お祭り、地域行事もない、ご近所づきあいもほとんどない地域で、この先何かあった時にどうすればいいのか、どうになってしまうのかという不安がある。そういったまちづくり活動がないということで、家を買われて入って来られる若い方が今でも多い。まちづくりを始めるとなるとマイナスからのスタートとなってしまう。

【高野先生】

いわゆる、新興住宅街のようなところでは、そういった雰囲気のところが多い。その中でどうコミュニティを作っていくのかが正にまちづくりの課題だと思う。学生が愛知県のある新興住宅街で行った調査では、今は近所づきあいがほとんどないが、今後は困った時に相談できるような関係を作りたいと思っている人が多くいることが分かった。今はできていないけど、そうしたいと思っている人は意外に多いが、それを言う機会がないんだと思う。私の経験からまちづくりは、3人集まれば始められると思っている。はじめは、おしゃべりからでもだんだん同じ思いの人が繋がっていくと思う。

【事務局】

ありがとうございました。改めまして、高野先生にお礼を込めて拍手をお願いします。

事務局より事務連絡させていただきます。(報酬の支払いについて説明)

閉会

まちづくり推進部長より閉会のことば